

福祉医療費受給者証 (子ども医療) 交付手続き

問合せ | 福祉課 ☎35-3356
広報ID | 1000579

4月から就学されるお子さまの福祉医療受給者証(就学前)の有効期間が満了しますので、新たに「義務教育修了まで」の手続きが必要になります。

該当されるご家庭には3月中旬に案内ハガキをお送りしていますので、まだお済みでない方は4月中に手続きください。

申請場所 福祉課、各支所地域振興課
必要なもの 印鑑、健康保険証、福祉医療費受給者証(就学前・黄緑色)

◆適切な受診にご協力ください◆

重度障がい者 タクシー利用助成券

市内在住の重度障がい者の方にタクシー利用料の一部を助成します。

対象者

- ▶ 身体障害者手帳1級、または下肢・体幹・視覚障がい2級の方
- ▶ 療育手帳A・A1・A2の方
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳1級の方

※ただし、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象外です。

交付枚数 年間24枚。下肢または体幹機能障がい、車椅子常用者と視覚障がい者は48枚。

持ち物 印鑑、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか。

※平成27年度分(ピンク色)のチケットの余りがある方は返納してください。

申請場所 福祉課(本庁1階)、各支所地域振興課、山王福祉センター

※土日祝日の交付は行っていません。



申込 | 福祉課 ☎35-3356
問合せ | FAX35-3165

消費生活のご相談は「高山市消費生活センター」まで

消費生活センターとは、市民の皆様から商品やサービスに関する消費生活上のトラブルなどについて、専門の相談員が対応する窓口のことで、解決のための助言や消費生活に関する情報発信などを行っています。

名称 高山市消費生活センター(旧称:高山市消費生活相談窓口)

場所 市役所市民活動推進課内(本庁3階)

連絡先 電話35-2030 FAX35-3414

月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

電力小売り全面自由化に伴う便乗商法にご注意を

問合せ | 市消費生活センター ☎35-2030 資源エネルギー庁 ☎0570-028-555

これまで電力の契約は地域ごとの電力会社との契約でしたが、4月1日からは電力小売り自由化となり、一般家庭でもさまざまな事業者の中から自由に契約を選択できるようになります。これに伴い、さまざまな勧誘が起きることが想定されます。

電力小売り自由化に関する制度や条件などをしっかり情報収集し、よく理解しておくことが必要です。

あわてて契約する必要はありませんので、便乗した悪質商法にご注意ください(4月に契約しなくても電気は止まりません。新たな機器を購入する必要はありません)。

大規模開発構想の縦覧

問合せ | 都市整備課 ☎35-3159

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づき、開発構想届の縦覧を行います。この開発事業については4月22日(金)まで市へ意見書を提出することができます。

開発事業者 高山市千島町627番地 株式会社エヌティエス 代表取締役 中嶋 龍夫

事業名 貸店舗建築(V・drug) **内容** 建築物の建築等(貸店舗)

事業地 三福寺町3329番1 外5筆 **延べ床面積** 1,236.31㎡

縦覧場所 都市整備課(本庁3階) **縦覧期限** 4月15日(金)

オレンジカフェ(認知症カフェ)

問合せ | 飛驒地区認知症カフェ実行委員会 ☎36-0029

オレンジカフェは、認知症の人を介護している人や認知症に関心がある人などが、コーヒーやお茶を飲みながら、お互いの情報交換や相談を行い、和やかに交流する場のことです。

毎月15日に開催します。時間内は出入り自由ですので、都合のいい時にお越しください。本人や家族も一緒になって、気軽にご利用ください。なお、交流の前には30分間程度のお楽しみ講座を行います。※今回は「認知症サポーター養成講座」を予定

期日 4月15日(金) **時間** 午後1時30分～3時

場所 認知症の人と家族の会 岐阜県支部(昭和町1・旧綿屋の清水ふとん店)

※会場には駐車場がありませんので、駅西駐車場をご利用ください。

参加料 1人200円



平成28年 春の全国交通安全運動

期間 4月6日(水)～15日(金)(4月10日は交通死亡事故ゼロを目指す日)

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点

- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

問合せ | 市民活動推進課
☎35-3412

無事故・無違反180日コンテスト

5月1日から10月27日までの180日間、無事故・無違反に挑戦します。

対象 高山市または白川村在住・在勤で運転免許証をお持ちの方

一般チームは3人で1チーム、会社チームは5人で1チーム
(65歳以上は個人での申込可)

参加料 1人630円

(運転記録証明書発行手数料)

申込方法 協会事務局にある用紙に記入のうえ、4月28日(木)までに窓口へ

申込 | 高山地区交通安全協会事務局
問合せ | (高山警察署内) ☎36-2077